

第3回 農地法制の在り方に関する研究会 議事概要

1. 日時 令和5年2月20日(月)13時00分～15時00分

2. 場所 農林水産省6階 農林水産技術会議委員室

3. 出席者

(委員)

加藤委員、馬場委員、原田委員、疋田委員、柚木委員、吉富委員、吉原委員
(農林水産省側)

経営局 村井局長、望月農地政策課長

農村振興局 佐藤農村政策部長、新川農村計画課長

4. 議題

農地の適正利用強化策の在り方(営農型太陽光発電)について

5. 議事内容

資料2について農林水産省から説明後、有識者よりヒアリングを実施。有識者の発言要旨及び各委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 有識者

- | | | |
|------------------|------|-------|
| ① 茨城県つくば市農業委員会 | 会長 | 飯野 和男 |
| | 事務局長 | 吉原 利夫 |
| ② 静岡県富士宮市 | | |
| 農業委員会 | 主査 | 池田 幸司 |
| 環境部環境企画課環境エネルギー室 | 主幹 | 小林 寿恵 |
| ③ 徳島県三好市農業委員会 | 主幹 | 山下 裕士 |
| ④ ソーラーシェアリング推進連盟 | 代表理事 | 馬上 丈司 |

(2) 有識者の発言要旨

- 営農型太陽光発電は、①作物別遮光率基準の設定、②事前の実証栽培の義務化、③単収8割要件の基準となる「地域の平均的単収」の判断手法の確立、④営農実績に基づいた一時転用許可期間の設定、⑤営農に関する収支報告書及び実績報告書の提出の義務化、⑥農地法での制度化が必要。
- 営農型太陽光発電は、①他市町村における営農型太陽光発電の実施状況及び違反者情報の共有、②単収8割要件の基準となる「地域の平均的単収」の判断基準の明確化、③違反や営農が不十分な場合における実効性のある是正措置が必要。
また、通知を根拠として許可を取り消した場合、訴訟リスクがあることから、法定化が必要。
- 営農型太陽光発電は、①違反転用者の氏名の公表や違反転用者情報の自治体間での共有、②違反転用者は他市町村でも不許可とする体制の整備、③実績報告書の提出を法定化する必要。
- 気候変更の影響がより深刻化する中で、再エネや太陽光パネルの遮光環境を活かした農業生産の在り方も模索し、スマート農業などの活用の糸口とすべき。
一方で、営農型太陽光発電は農業生産の継続が第一であり、農業生産状況が芳しくないものに対しては、法律に根拠のある是正・改善指導が必要。

(3) 意見交換の概要

- 農地の適正利用を図るため、毎年の実績報告書を法定化し、遵守しない場合は許可取消しできる仕組みとすべき。また、地域計画との整合性が図られるような仕組みとすべき。
- 地域計画内の農地は、原則、営農型太陽光発電の設置を禁止した上で、地域合意が得られた場合に例外的に設置を認めるべき。また、収支報告書の提出を法律で義務化すべき。
- 違反転用者の氏名の公表等の厳罰化を図るとともに、地域計画など地域の計画に基づく地域で、農業関係者以外の者も入った上で農地をどう管理するのかを考えていくべき。
- 営農型太陽光発電は、農業者の所得向上など、農業者が利益を享受するとともに、地域とのコミュニケーションを図りつつ取り組んでいくことが必要。
- 営農型太陽光発電については、農地政策上の位置付けをどうするのか整理する必要。
- 一時転用許可を認められない事業者に対して、電力送電や電力買取を停止できるような仕組みを検討すべき。
- 営農型太陽光発電は、①許可申請時における他省庁の連携、地域計画との整合や面積要件の在り方、②許可期間中のモニタリング・問題がある場合の是正措置の在り方、③再許可の際の許可基準について、法制化も含めて幅広く検討していく必要。

以上